

発議案第 3 2 号

消費税増税の実施を中止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	㊞
	同	中 村 健 敏	㊞

提案理由

国に対し、国民の生活と営業を守るため、消費税増税の実施を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

消費税増税の実施を中止するよう求める意見書

野田内閣は8月10日、国民多数が景気への悪影響を心配し「決めるべきではない」としていた消費税増税法案を、民・自・公の3党談合により強引に成立を図った。しかし、低所得者ほど負担が重い逆進性や商工業者が消費税を上乗せできない問題などには答えることもなく、「増税分は全て社会保障へ」などと、あたかもこれまでの予算に増税分を加えるかのように国民をだますばかりか、八ツ場ダムや外環道建設など大型公共事業の財源にすることまで盛り込んだ、二重三重の悪法である。

国民は、給与引き下げ、失業、非正規雇用化、年金減少など所得が減少するもとの、社会保障費や公共料金が引き上げられ、負担だけがふえている。これでは、消費は一層冷え込むだけである。本市の商工業者も「消費税が上がれば、もう続けられない」「価格には転嫁できず、売り上げが減れば店を閉めるしかない」など深刻な実態がある。

「デフレ不況」が続く今、消費税が増税されたら、国民に莫大な負担を押し付け、消費をさらに落ち込ませ、日本経済をどん底に突き落とすことになるのは明らかである。

よって、本市議会は国に対し、国民の生活と営業を守るため、消費税増税の実施を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
財務大臣様